

通所介護・通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者名称	社会福祉法人 元気村
代表者氏名	理事長 神成 裕介
本部所在地 (連絡先及び電話番号)	〒365-0039 鴻巣市東一丁目1番25号 Tel 048-544-0880 / Fax 048-544-0882
法人設立年月日	平成5年1月7日

2. 事業所の概要

事業所名称	加須デイサービス爽やかな風
介護保険指定 事業者番号	埼玉県 第1173801752号
事業所所在地	〒347-0105 埼玉県加須市騎西1062
連絡先 相談担当者名	Tel 0480-70-0177 / Fax 0480-70-0178 管理者 肥留川 誠 生活相談員 岡山 和美
事業所の通常の 事業の実施地域	加須市・久喜市
利用定員	25名

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にある方に対し、適正な通所介護サービスまたは第1号通所事業サービスを提供することにより、要介護状態または要支援状態の維持・改善を目的として、目標を設定した計画的なサービスを提供します。
運営の方針	・事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めるものとします。 ・指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに

	利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 ・第1号通所介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 ・地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
--	---

4. 提供するサービスの内容

指定通所介護(又は第1号通所事業)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年始(1月1日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時10分まで

6. 事業所の職員体制

令和 8 年 6 月 1 日 現在

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人(兼務)
生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	3人以上
機能訓練指導員	1人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 岡山 和美
管理責任者の氏名	管理者 肥留川 誠

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

※下記利用料（１）及び（２）の基本利用料及び利用者負担金は、加須市の地域区分（６級地）に基づき、通所介護等の地域単価１単位＝10.27円で算定した金額です。なお、実際の請求額は、月ごとの利用実績、加算の算定状況、端数処理等により異なる場合があります。

（１）通所介護の利用料

ア. 基本利用料

【通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本利用料 ※(注1)参照 ()は単位数	利用者負担金 (＝基本利用料の1割、2割又は3割) ※(注2)参照		
			1割	2割	3割
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,853円 (570)	586円	1,171円	1,756円
	要介護2	6,911円 (673)	692円	1,383円	2,074円
	要介護3	7,979円 (777)	798円	1,596円	2,394円
	要介護4	9,037円 (880)	904円	1,808円	2,712円
	要介護5	10,105円 (984)	1,011円	2,021円	3,032円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,997円 (584)	600円	1,200円	1,800円
	要介護2	7,076円 (689)	708円	1,416円	2,123円
	要介護3	8,174円 (796)	818円	1,635円	2,453円
	要介護4	9,253円 (901)	926円	1,851円	2,776円
	要介護5	10,352円 (1008)	1,036円	2,071円	3,106円

7時間以上 8時間未満	要介護1	6,757円 (658)	676円	1,352円	2,028円
	要介護2	7,979円 (777)	798円	1,596円	2,394円
	要介護3	9,243円 (900)	925円	1,849円	2,773円
	要介護4	10,506円 (1023)	1,051円	2,102円	3,152円
	要介護5	11,789円 (1148)	1,179円	2,358円	3,537円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また1割、2割及び3割負担の基準については市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。
加算の利用者負担金額は、基本利用料に負担割合証に記載されている割合を乗じた額です。

加算の種類	加算の要件	加算額 基本利用料
入浴介助加算(1)	利用者の入浴介助を行った場合 入浴介助に関わる職員の入浴介助に関する研修等を行う。	410円/日 (40単位)
個別機能訓練加算 (I)	(イ) 機能訓練指導員、専従1名以上配置(配置時間の定めなし)し、その訓練計画に基づいた機能訓練を行い3か月に1回以上利用者の居宅を訪問し機能訓練の内容と個別機能訓練の進捗状況等を利用者及び家族に説明し、必要に応じて見直しを行う。 (ロ) (イ)に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定	(イ) 575円/日 (56単位) (ロ) 780円/日 (76単位)
科学的介護推進 体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。	410円/月 (40単位)

介護職員等 処遇改善加算Ⅱ口	当該加算の算定要件を満たす場合（1月あたり） ※（注3）	所定単位数の 11.8%/月
-------------------	---------------------------------	-------------------

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（2）第1号通所事業の利用料

ア. 基本利用料

【通所型サービス（第1号通所事業）費】

利用者の 要介護度	通所型サービス（第1号通所事業）費（1月あたり）			
	基本利用料 ※（注1）参照 （ ）は単位数	利用者負担金 （＝基本利用料の1割、2割又は3割）※（注2）参照		
		1割	2割	3割
要支援1	18,465円（1798）	1,847円	3,693円	5,540円
要支援2	37,187円（3621）	3,719円	7,438円	11,157円

（注1）上記の基本利用料は、市町村が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また1割2割及び3割負担の基準については市町村の発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の利用者負担金額は、基本利用料に負担割合証に記載されている割合を乗じた額です。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額 基本利用料
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること。（1月につき）	410円/月 （40単位）
介護職員処遇改善 加算Ⅱ口	当該加算の算定要件を満たす場合（1月あたり） ※（注3）	所定単位数の 11.8%/月

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3)その他の費用

品 目	費 用	内容の説明
送迎サービス費	100円/Km	通常の実施区域を越える送迎
食 費	600円/食	食事の提供に要する調理及び加工とその食材費
特別な食事	実費	利用者の希望による通常メニュー以外の食事の調理・提供
行事参加費	実費	行事に参加された場合、費用に応じた実費
クラブ活動費 (材料費)	実費	材料費(1回あたり100円～500円程度)
おむつ代	紙おむつ 110円 紙パンツ 130円 尿とりパット 42円	当センターのおむつをご利用になる場合
複写サービス	11円/1頁(モノクロ) 55円/1頁(カラー)	サービス提供等の記録の複写物を必要とする場合
写真サービス	実費	利用中の写真について焼き増しの希望をされた場合
そ の 他	実費	利用者にご負担いただきことが適当であると認められるもの

(4)キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、第一号通所事業は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前日の18時までに ご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日8時までに ご連絡いただいた場合	食材費(300円)
ご利用日の当日8時までに ご連絡が無かった場合	食材費(300円)

(注)利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

9. 請求及び支払方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する金融機関の口座より引き落とします。また、資金不足等で自動払込が出来なかった場合は、翌月27日に再払込となります。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 金融機関:東和銀行 北本支店 (普)3102105 口座名義:社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介

10. 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護法委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

11. 緊急時における対応方法

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関名称	医療法人社団鴻愛会 こうのす共生病院
所在地	〒365-0027 埼玉県鴻巣市上谷2073-1
電話番号	048-541-1131
診療科目	外科、内科、皮膚科、泌尿器科、眼科

医療機関名称	フォレストデンタルクリニック
所在地	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東2丁目1-8 1階
電話番号	048-511-6879

12. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合、あるいは利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して、減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
--

14. 苦情相談窓口

※サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者	岡山 和美 （生活相談員）
解決責任者	肥留川 誠（管理者）
受付時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※年始(1/1～1/3)を除く
受付電話番号	0480-70-0177

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会（理事長主催） 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会（理事長主催）
受付時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-631-0070

※苦情処理第三者委員会は、公正中立な立場で、苦情を受け付け相談に応じて対応致します。

加藤 典子氏（鴻巣市認定審査会委員） 鴻巣地区	電話 090-4628-7457
----------------------------	------------------

※次の公的機関においても苦情申し出ができます。

加須市役所 高齢介護課 〒347-8501 加須市三俣二丁目1番地1	電話 0480-62-1111 (土日、祝日、年末年始12月29日から1月3日を除く8時30分～17時15分)
久喜市役所 介護保険課介護管理係 〒346-8501 久喜市下早見85番地の3	電話 0480-22-1111 (土日、祝日を除く8時45分～16時30分)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1704 国保会館	電話 048-824-2568 (土日、祝日は除く8時30分～正午、13時～17時)
埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階	電話 048-822-1234 (土日、祝日は除く8時30分～正午、13時～17時)

15. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

1. 利用者のアンケート調査、意見箱等の意見等を把握する取組の状況…なし

実施した年月日	な し
当該結果の開示状況	な し

2. 第三者による評価の実施状況…なし

実施した年月日	な し
実施した評価機関の名称	な し
当該結果の開示状況	な し

16. 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 法人本部長 西川 雅人
事業所法令遵守責任者	社会福祉法人元気村 加須デイサービス爽やかな風 管理者 肥留川 誠

17. 非常時災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、定期的に利用者及び従業者等の訓練を行います。

18. 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) 主治の医師からの指示事項がある場合にはお申し出ください。
- (2) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがございます。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (5) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (6) 利用中は、利用環境の保全のための施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。

通所介護・通所型サービス(第1号通所事業)利用契約

指定通所介護サービス及び第1号通所事業を利用するにあたり、下記のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

加須デイサービス爽やかな風(以下「事業所」という。)を開設する社会福祉法人元気村(以下、「事業者」という。)は、要介護認定または要支援認定を受けた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定通所介護および第一号通所事業の提供を目的として重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条(契約期間と更新)

- 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間または要支援認定有効期間の満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分または要支援状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定または要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 契約期間満了の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し

入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間または要支援認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分変更または要支援状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間または要支援認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定または要支援認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条(サービス計画の作成・変更)

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護支援事業者が作成した「居宅サービス計画(ケアプラン)」及び地域包括支援センター又は介護予防支援事業者が作成した「介護予防サービス計画」(以下「居宅サービス計画等」という。)に沿って「通所介護計画」及び「介護予防通所介護計画」(以下、「通所介護計画等」という。)を作成します。
2. 事業者は、利用者の要介護状態または要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、通所介護及び第1号通所事業の目標を設定し「通所介護計画等」に基づきサービスを計画的に提供します。
3. 事業者は、利用者が書面によりサービスの提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「通所介護計画等」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画等」の変更等の対応を行います。
4. 事業者は、「通所介護計画等」の作成及び変更にあたっては、その内容を利用者及びその家族に対して説明し、同意を得て計画書を交付します。

第4条(サービス内容及びその提供)

1. 利用者が受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」のとおりです。
2. 事業者は、前項の「重要事項説明書」を、その内容に基づき利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て交付します。
3. 事業者は、「通所介護計画等」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
4. 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。

第5条(サービス提供の記録)

1. 事業者は指定通所介護サービス及び第1号通所事業の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約の終了後5年間保管します。

2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を当該利用者に請求します。
4. 第11条及び12条の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の指定通所介護サービス及び第1号通所事業の実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第6条(料金)

1. 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料金を支払います。
2. 利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。
3. 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険適用の受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 事業者が、前項の利用料金の変更(増額又は減額)を行う場合には、利用者に対して変更予定日の30日前までに文書により説明し、同意を得ます。
5. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第7条(料金の支払い)

1. 提供するサービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割をお支払いいただきます。
2. 保険料の滞納などによって、サービス費の1割の利用者負担金で利用できなくなる場合には、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日保険者から払い戻しを受ける手続きが必要となります。
3. 事業者は当月の利用料金の請求に明細を付して、翌月10日(ただし10日が日曜・祝祭日の場合は、その翌日もしくは翌々日)までに利用者に請求し、利用者は請求のあった同月の25日までに次の方法により支払います。
 - (1) 当事業所指定の金融機関への振り込み
 - (2) 口座振替(ご指定いただいた金融機関の口座より、13日に自動払込となります。また、資金不足等で自動払込が出来なかった場合は、翌月13日に再払込となります。)

第8条(サービスの中止)

1. 利用者は、サービス提供日前において、指定通所介護サービス・第1号通所事業の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービスの提供の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 利用者がサービス提供当日に利用の休止を申し出た場合、又は申し出なしにキャンセルした場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただきます。

第9条(利用料金の滞納)

1. 利用者が正当な理由なく利用料金を1か月以上滞納した場合、事業者は文書により15日以内の期間を定め、その期間内に全額の支払いがない時は、契約を解約する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をした時は、事業者は「居宅介護サービス計画等」を作成した居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センター又は介護予防支援事業者(以下、「居宅介護支援事業者等」という。)等と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅介護サービス計画等」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
3. 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。
4. 事業者は、前項により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービス提供を拒むことはありません。

第10条(契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了した場合でも、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- (1) 利用者の要介護区分及び要支援区分が、自立(非該当)と認定されたとき
- (2) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者の所在が、4週間以上不明になったとき
- (5) 第11条又は第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第11条(利用者の解約権)

1. 利用者は事業者に対して、契約満了希望日の7営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

(2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第12条(事業者の解約権)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。

(1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 第9条第3項による場合

(3) 利用者、代理人及びその他の家族が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第13条(秘密保持・個人情報の保護)

1. 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族の個人情報(個人情報保護法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2. 前項の規定にかかわらず、契約者にかかる他の医療・福祉関係機関、行政等と連携を図るなど正当な理由がある場合は、事前の同意を文書にて得ることにより、事業者は個人情報を用いることができるものとします。

第14条(賠償責任)

1. 事業者は、サービス提供にあたって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2. 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを

- 告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のための必要事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第15条(緊急時の対応)

事業者は、現にサービスを行っているときに利用者の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第16条(連携)

1. 事業者は、サービス提供にあたり、居宅介護支援事業者等及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。
2. 事業者は、利用者が「居宅介護サービス計画等」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者等への連絡調整等の援助を行います。

第17条(苦情・相談対応)

1. 事業者は、利用者又はその家族からの指定通所介護サービス及び第1号通所事業に関する相談、苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。
2. 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。
3. 利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申立てることができます。

第18条(代理人)

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を掲示してこれを行うこととします。

第19条(裁判管轄)

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所とすることに合意します。

第20条(契
この契約
い事項につ

個人情報の使用に係る同意

約外事項)
に定めのない
いは、介

護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第21条(協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

以下に定める条件のとおり、利用者及び家族の代表(身元保証人を含む)は、社会福祉法人元氣村が利用者本人および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における要介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わるサービス計画等を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 行政機関、医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者の利用する事業所内のカンファレンスのため
- (5) 行政機関の開催する評価会議、サービス担当者会議等
- (6) その他、サービス提供で必要な場合
- (7) 広報紙やホームページ、ソーシャルメディア(YouTube、インスタグラム等)上で事業所における利用状況や活動状況を伝えるため
- (8) 法人内サービス事業所間における情報共有のため
- (9) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外に決して使用しません。また、利用者とのサービス利用に係る契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示

します。

- (3) 肖像の使用については、事業所の広報・情報発信に関することのみに使用します。
- (4) ホームページ、ソーシャルメディア（YouTube、Instagram等）については、利用者並びに家族の代表から削除依頼があった場合には、すみやかに削除します。